

価格高騰対応重点支援給付金 【住民税均等割のみ課税世帯】 (10万円/1世帯)のご案内

- 価格高騰対応重点支援給付金(1世帯あたり10万円)は、**住民税均等割のみ課税世帯**に対して支給されます。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金(非課税世帯に7万円)との**重複受給はできません**。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

北本市が確認書を受理した日から
3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員が令和5年度
「住民税所得割が課されず
うち1人が**住民税均等割のみ課税**」
の世帯

令和5年1月以降に北本市に転入し、
世帯全員が令和5年度
「住民税所得割が課されず
うち1人が**住民税均等割のみ課税**」
の世帯

北本市から
確認書が届きます(要返送)

返送期限:令和6年6月28日(金)まで

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限:令和6年6月28日(金)まで
【申請書配布先】北本市役所、社会福祉協議会

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税が均等割のみ課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、北本市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 令和5年12月1日を基準日として判定します。
- 中身を確認して、北本市に返信してください。



【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

※税情報が変更され、住民税が均等割のみ課税世帯ではなくなった場合はお申し出ください。

II 転入世帯または世帯の中に転入者がいる世帯

令和5年1月2日以降に北本市に転入した世帯や、世帯員のなかに令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に直接または郵送でご提出ください。
- 申請書は北本市役所、社会福祉協議会で配布またはホームページよりダウンロードしてご利用ください。



◆子ども1人あたり5万円の支給について◆

- 本給付金の対象世帯のうち、18歳以下の子どもがいる場合、子ども1人あたり5万円の加算給付が予定されています。
- 10万円が入金された口座に対し、後日改めて入金いたします。
- 給付日は、決定通知をもってお知らせいたします。

お問い合わせ

北本市共生福祉課 地域共生担当

☎048-590-6250

受付時間 平日9:00~17:00 (土日祝を除く)

〒364-8633 北本市本町1-1-11

